

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第17号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第33条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第49条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。